

新型コロナウイルス感染症予防接種について

1. 新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症は、主に咳やくしゃみ等の飛沫感染が中心で、閉鎖空間でのエアロゾル感染や接触感染もあります。呼吸器感染症のため、症状は発熱、咽頭痛、咳などが中心です。高齢者及び基礎疾患のある場合は重症化するリスクが高いといわれています。

2. 新型コロナウイルス感染症予防接種の有効性

ワクチン接種には、発症と重症化を予防する効果があります。既に感染された方であっても再感染する可能性はありますが、ワクチン接種による追加の発症予防効果が得られます。

3. 新型コロナウイルス感染症予防接種を受けるにあたって

(1) 一般的注意

法律で定められた新型コロナウイルス感染症予防接種の対象者は、接種当日に65歳以上である方および60歳以上65歳未満の方で心臓やじん臓、呼吸器に重い病気のある方などです（60歳以上65歳未満の方で、対象となるかどうか分からない場合は、串木野健康増進センターにお尋ねください）。

また、予防接種を受けることは義務ではなく、対象者本人が予防接種を希望する場合に限り接種を行います。原則として、予防接種を希望しない人には接種は行いません。

これまでの特例臨時接種（無料）とは異なり、接種の努力義務はありません。

予診票には、「新型コロナウイルス感染症予防接種希望書」の欄があり、本人の署名が必要です（代筆可）。接種を受ける本人の正確な意思確認が難しい場合には、家族等から本人の接種意思を確認することは認められていますが、自らの意思で接種を希望していることを確認する必要があります。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人（一般的に37.5℃を超える場合を指す）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。
- ③ 予防接種の接種液に含まれる成分によって、アナフィラキシーなど重度の過敏症を起こしたことがあることが明らかな人
「アナフィラキシー」というのは通常約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。「重度の過敏症」とはアナフィラキシーや全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状です。
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ② 過去の予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- ③ 今までにけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ④ 今までに本人や近親者に免疫状態の異常を指摘されたことのある人
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈する恐れのある人
- ⑥ 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人

(4) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 接種後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ③ 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ④ 高熱やけいれん等の異常な症状が出た場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

4. 副反応について

主な副反応として、注射した部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。ほとんどが接種後数日以内に回復しています。

まれに重い副反応として、アナフィラキシーが報告されています。また、ごくまれに、心筋炎や心膜炎を疑う事例も報告されています。接種後数日の間に胸痛、息切れ、ぐったりする等の症状があった場合は、医療機関の受診が必要です。

5. 予防接種健康被害救済制度について

万一、重い副反応が生じた場合に、厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となりますので串木野健康増進センターへご相談ください。